

+
•
○

介護保険の 給付解釈について

+
•
○

～質の向上をめざして～

給付解釈を検討していく順番 【3つのステップ】

①調べる

- ・ 関係規程等を確認ください。
- ・ 関係法規の例・・・介護保険法・同施行令・施行規則、国の通知類(介護保険最新情報等)、国Q&A、解説書、青本、赤本、緑本等

②検討する

- ・ 事業所としての見解をご検討ください。

③市へ見解を求める

- ・ 上記①と②を行い検討いただき、解釈の確認が必要な場合は市へお問い合わせください。
- ・ 問い合わせは「介護(予防)給付に係る問合せシート」にてメールを送信ください。

※こちらの回答は、保険者である市として助言を行うものであり、給付解釈の最終的な判断は事業所になります。市の助言内容を参考として事業所で総合的に御判断ください。

1 事業所名	○×デイサービス
2 電話番号	〇〇〇-××××
3 担当者名・役職	□□ □□
4 サービス種別	通所介護
5 質問事項	サービス提供中の訪問理美容について
6 参照した規程等	厚労省QA679, 680 介護保険最新情報678号
7 事業所としての見解 ※市では利用者様の御状況を把握しておりませんので、関係規程等と照らし合わせた上で市としての意見を回答いたします。	報酬算定区分が6-7時間で、実際の所要時間が理美容含めて6時間30分であるが、理美容は5分程度のため、差し引いても6時間25分となります。 この場合、報酬算定区分は6-7時間で変わらないため、同じ区分で算定すべきと考えているがいかがでしょうか。
8 判断に悩むポイント	提供時間内に理美容サービスの提供を行った場合、要した時間を差し引く必要があるとの通知であったが、実際には同じ算定区分のため迷っている。

5 どのような問い合わせ内容が簡潔に。

6 介護保険法, 介護保険施行令
省令, Q&A, 最新情報等

※ この時点で解決なさる方も多いです！

7 質問事項は、利用者の具体的な状況ではなく、規程に基づきの絞った事例を。事業所でまとめた見解をご記載ください。

8 判断に悩む、迷われている点をご記載ください。

事業所内で5～7を繰り返し行うことで
基準等を読み解く力がつきます！

6 参照した規程等について

《法令，省令等確認方法の一例》

◆厚生労働省法令等データベースサービスにて検索

(厚生労働省HP> 所管の法令等 (トップページ青いタブ) > 所管の法令, 告示, 通達等)

☆検索方法 (情報詳細検索するとない法令等が出てくることあり)

法令検索 → 目次(体系)検索 → 第10編 老健 → 第1章 老健

⇒介護保険法, 介護保険法施行令, 省令の一覧が表示される

通知検索 → 目次(体系)検索 → 第10編 老健 → 第1章 老健 → 介護保険法
⇒各通知が表示される

◆e-Govポータルで検索

法令検索で調べたい法令や規則を検索する

※他にも各業界団体でおまとめサイトあり

※他保険者(他区市町村)ホームページ上の解釈は, 調布市と異なる場合がありますのでご注意ください

《検索ワード 例》

資料集参照

基準 省令37号抜粋

(利用料の受領)

第九十六条

1, 2 (省略)

3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (省略)

省令37号の解釈通知 老企25号抜粋

(1) 利用料等の受領

① (省略)

② 同条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、

イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

ハ 食事の提供に要する費用

ニ おむつ代

ホ 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。)の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

🔍 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料に係る指針

検索ワードの一例

🔍 通所介護 日常生活 費用



給付解釈の質問を市へ行う際のご注意

・件名は「介護保険給付解釈に係る問合せ(各事業所名)」としてください。

※市でメールの確認が遅れると、回答までの時間が長くなります。

・回答に要する時間は1週間程度かかりますので、余裕を持って質問ください。

・「6 参照した法規等」は内容が不足している場合は、何を参照されたか市からお尋ねするため、回答までの時間を更に要しますので、必ず詳しく記載ください。

内容が不足している例

・「インターネットで調べた」のみ記載・・・法規等がない

・赤本、青本、厚生労働省のQ&Aのみ・・・頁や番号がないと、市と事業所で違う法規を参照してしまう可能性があるかもしれないので、必ず記載ください。